

## 西宮市本庁舎 1 階市民向け複写機利用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市役所本庁舎（以下「庁舎」という。）1 階に設置する市民向け複写機（以下「複写機」という。）に関して、必要な事項を定める。

(取扱時間)

第 2 条 複写機の取扱時間は、開庁日における開庁時間内とする。ただし、複写機の故障修理及び庁舎管理上の事由による場合は取扱を休止する。

(使用料)

第 3 条 複写機の使用料は次のとおりとする。

用紙サイズ	単位	単価
A 3 まで	1 枚	1 0 円

(使用制限)

第 4 条 次の各号に該当する場合は、複写機の使用を停止または制限するものとする。

- (1) 法令により、保護された著作権の権利を侵害するものを複写すること。
- (2) 複写を不相当と認めるものを複写すること。
- (3) 複写以外の目的をもって使用する場合。
- (4) その他使用を不相当と認める場合。

(領収書の発行)

第 5 条 利用者の請求により、庁舎管理課出納員印による領収書を発行する場合は、複写機発行の領収書を回収するものとする。

付則

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 1 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 1 0 日から施行する。